

瀬戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第 1 6 号

瀬戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例

瀬戸市水道事業給水条例（昭和 3 5 年瀬戸市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水装置の工事の申込み)</p> <p>第 9 条 給水装置の新設、増設、改造、修繕（<u>法第 1 6 条の 2 第 3 項の国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事（以下「給水装置の工事」という。）をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第 4 2 条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、<u>法第 1 6 条の 2 第 3 項の国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(給水装置の工事の申込み)</p> <p>第 9 条 給水装置の新設、増設、改造、修繕（<u>法第 1 6 条の 2 第 3 項の厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事（以下「給水装置の工事」という。）をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第 4 2 条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、<u>法第 1 6 条の 2 第 3 項の厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。